

西堀通 5 番町地区第一種市街地再開発事業の予定地内における  
 土地の有償譲渡にかかる届出等について（お知らせ）

令和 5 年 9 月 1 5 日付け「新潟都市計画西堀通 5 番町地区第一種市街地再開発事業」の都市計画決定に伴い、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）の規定（第 5 7 条第 2 項から第 4 項）により、事業予定地内の土地の有償譲渡にかかる届出の提出義務等の制限が生じることとなりますので、下記のとおり詳細をお知らせいたします。

土地売買等を予定されている場合は、事前に新潟市までご相談ください。

0. 問い合わせ・届出提出先

新潟市 都市政策部 まちづくり推進課 再開発グループ

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1 0 1 0 古町ルフル 5 階

TEL：025-226-2697 MAIL：machisui@city.niigata.lg.jp

1. 対象となる土地（事業予定地）の所在



事業予定地 区域図

所在	新潟県新潟市中央区西堀通 5 番町					
地番	833 番 7	834 番 1	834 番 2	835 番	836 番	837 番
	838 番 1	838 番 2	838 番 3	839 番	840 番 1	840 番 2
	840 番 3	840 番 4	840 番 5	840 番 6	841 番	842 番 1
	842 番 2	842 番 3	842 番 4	843 番 1	843 番 2	843 番 3
	849 番 2	849 番 4	849 番 5	854 番 3	854 番 4	854 番 7
	854 番 8	854 番 9	854 番 10	854 番 11	854 番 13	854 番 14
	854 番 21	854 番 22	854 番 24	854 番 25	854 番 26	854 番 27
	854 番 28	854 番 29	854 番 30	854 番 31	854 番 32	854 番 33
	855 番 11	855 番 12	-			

## 2. 制限の概要

(1) 対象となる事業予定地内の土地について、売買などにより有償で譲り渡そうとするときは、その売買契約等を締結する前に、新潟市に書面で届け出ることが必要となります。

ただし、建築物その他の工作物と一緒に土地を有償で譲り渡そうとする場合は、届出は不要です。

### 【届出の主な記載内容】

- 売買等の相手方の住所・氏名
- 売買等をしようとする土地の地番、地目、地積等
- 売買の予定対価の額

(2) 届出を新潟市が受理した日の翌日から起算して30日を経過するまで、当該土地を譲り渡すことはできません。(ただし、30日を経過する前に、新潟市が優先取得しない旨を通知をした場合は、その時から土地の譲り渡しが可能です。)

(3) 届出を受理した日の翌日から起算して30日以内に、新潟市がその土地を優先取得する旨の通知をしたときは、売買等の予定に関わらず、届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、新潟市が買い取ることができます。

## 3. 届出手続きのフロー（都市計画法第57条）

